

令和6年度  
八千代市立東高津中学校

学校いじめ防止  
基本方針



平成26年 2月 28 日策定

(最終改定 平成30年4月1日)

令和 6 年 4月 1日改訂



令和6年度八千代市立東高津中学校

## 学校いじめ防止基本方針

平成26年2月28日策定

(最終改定 平成30年4月1日)

令和6年 4月 1日改訂

関連法令：いじめ防止対策推進法(平成25年6月28日公布)

いじめの防止等のための基本的な方針(文部科学省)

### はじめに

全国的に見て、学校におけるいじめについては依然深刻な状況が続いている。そのような中で、平成25年6月28日「いじめ防止対策推進法」が公布され、同年9月28日に施行された。本校においても、これまでも、「いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうるものであるが、人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という考えのもと、全校体制で、「大切な子供たちをいじめから守る（「いじめはしない、させない、許さない」）ことに努めてきた。

今後も、このことを踏まえ、学校全体で「未然防止」「早期発見」、さらに、いじめが認知された場合の「適切な対処と早期解決」に取り組む等、いじめの根絶に向けて、実情に応じた計画的、体系的、実効的な努力をしていかなければならないと考える。特に、「未然防止」に全力を挙げ、子供たちの自治的な活動（子供自身が学び、考え、訴え合う生徒会活動等）を中心に据え、全校体制で取り組んでいくことを基調としていく。

「千葉県いじめ防止対策推進条例」が平成26年4月1日に施行されたことを踏まえ、積極的、且つ効果的ないじめ防止等のための対策を実施することにより、子供たちが健やかに成長することができる環境をつくること等を目的として、本校における『学校いじめ防止基本方針』を作成し、施行した。

## 1 基本理念について

### (1) 基本理念

すべての子供は、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子供が、健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。子供は人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子供は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、子供にとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

いじめは、いじめを受けた子供の基本的な人権及び教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を学校全体で取り組んでいる。

いじめ問題に取り組むにあたっては、学校全体で、いじめ問題にはどのような特質があるかを十分に認識する必要がある。そのうえで、実践的な取り組みのなかで、日々、計画的、継続的、教育的に、「未然防止」「早期発見」と「再発・拡大防止」に努めるとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に迅速且つ、的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑦は教職員が捉えるべき、いじめの問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの生徒にも、どの学校にも、起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、『いじめられる側にも問題がある』という見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の生徒観や指導観が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭、社会と大きな関わりをもっている。

上記の基本的な認識にたち、全生徒が「安心して、明るく、楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- 学校と家庭（保護者）、地域社会など全ての関係者と協力して、取り組む。

上記のことを踏まえ、一人の人間として、絶対に、

■いじめをしない ■いじめをさせない ■いじめを許さない

の三原則を重点目標に据え、組織的に対応していくことを旨として、対策を行う。そして、方針の策定や対策、対応においても、ことの大小に係わらず、必要な情報と判断した場合は、必要に応じて、学校外の関係各位に幅広く聴取し、正確且つ、丁寧な説明を行っていくことを基本理念とするものである。

### (2) いじめの定義(「いじめ防止対策推進法」第二条より)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場面もあるため、背景になる事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

### (3) 学校、及び教職員の責務

いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの『未然防止』『早期発見』に取り組み、さらにその『再発・拡大防止』に努める。

そのために、適切且つ、迅速な情報提供を適宜、多様な形で行っていくこととする。また、学校全体、全職員で、『子供理解』『心の教育』を根幹に据え、温かな学級経営や教育活動を展開していき、生徒たちに自己存在感や有用感を抱かせるもつとで、心の通つた人間関係づくりを組織的に推進し、いじめを生まない土壌を責務として取り組んで行く。また、職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法に違反し得ることを全教員が自覚し、真摯に対応する。

## 2 学校いじめ対策組織について

### (1) 組織名称と構成員, 対応内容

#### ① 日常組織(常設組織)

組織名称：『生徒指導部会』

構成員：教頭, 生徒指導主事, 学年担当, 養護教諭, SC (スクールカウンセラー)

対応内容：①生徒指導に関する情報交換(収集)・共有

ーいじめが疑われるケースの迅速な把握, 共有ー

②子供理解に関すること(アンケート調査・教育相談など)

③いじめの予防対策・早期発見に関すること(校内外研修・先行研究)

#### ② いじめの疑いに係る情報があったときの緊急の組織

組織名称：『いじめ対策委員会』

構成員：校長, 教頭, 教務主任(特別支援教育コーディネーター), 生徒指導主事, 養護教諭, 学年主任, 学年担当, SC (スクールカウンセラー) [該当教諭] [必要に応じて, スクールソーシャルワーカー等外部関係者]

対応内容：①状況把握・解明・分析 [実態(状況)調査等]

②今後の指導体制, 指導方法の明確化

③関係機関との連携・調整

ー保護者・保護者会・評議委員・教育委員会・警察等ー

④事後経過などの把握, 確認

⑤拡大, 再発防止の推進

\*開催 = 週1回を定例会とし, いじめ事案発生時は緊急開催とする。

### (2) 教職員以外の構成員

#### ① 心理の専門的知識を有する者(スクールカウンセラー)

・学校配置SCを活用する。

#### ② 福祉の専門的知識を有する者(スクールソーシャルワーカー)

#### ③ 地域の実情を把握している者(民生児童委員や学区主任児童委員)

※重大事案には, 必要に応じて千葉県教育庁葛南教育事務所配置SCSV (スクールカウンセラースーパーバイザー) の派遣を要請する。また, 状況により市教委と相談し派遣を要請する。※会議のみの派遣は, 不可

### 3 いじめの未然防止について

#### (1) 啓発活動について

##### ①生徒

- ・自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- ・周りにいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや周囲の人に積極的に相談することなどに努める。
- ・本校生徒の一員として、互いを認め合える人間関係や学校風土を仲間と協力し合いながら醸成することを目指し、授業や行事に主体的に参加、活躍することに努める。

##### ②保護者

- ・どの子供もいじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ・子供のいじめを防止するために、学校や地域の人々など、子供を見守っている大人との情報交換に努めるとともに根絶を目指し互いに補完し合い、協働して取り組む。
- ・いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

##### ③地域、その他

- ・子供が安心して過ごすことができる環境づくりに努める。
- ・子供の成長や生活に関心を持ち、いじめの兆候などが感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関などに積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止に努める。
- ・地域の行事等で、子供が主体性をもって参加できるよう配慮する。
- ・子供の健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、子供が健やかに成長することを願い、相互に連携しいじめの根絶に努める。

#### (2) 教職員について

教職員が生徒達に対して愛情を持ち、配慮を要する子供たちを中心に据えた、温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒達に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

##### ①学級や生徒一人一人の様子を迅速、且つ正確、的確に知る

###### □教職員の気づきは何よりも基本

- ・生徒や学級の様子等を知るためには、教職員の気づきこそが大切と捉える。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、生徒たちと場を共にすることが必要である。その中で、生徒たちの些細な言動から個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を育てていくことが求められる。

[例＝日々の観察・観察の視点・日記の活用等]

###### □実態把握の方法

- ・生徒の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、生徒及び保護者へ意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、自分を見つめよう調査等を実施し、実態把握に努める。また、配慮を要する生徒の進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

[例＝日々の間接的な観察・教育相談・三者面談・実態調査等]

## ②互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりの充実

### □生徒、保護者との信頼

- ・生徒達は、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が子供たちを傷つけ、結果としていじめを助けてしまう場合がある。教職員は、生徒達の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。保護者は、その姿を見て、子供の声を聴いて、評価するものである。

[例＝学級通信・日記交換・教育相談等]

### □心の通い合う教職員の協力・協働体制

- －特定の教員で抱え込まない組織づくり・P D C Aサイクル取組の検証－
- ・心温かい学級経営や教育活動を学年・学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が必要である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに生徒達と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。
- ・いじめであるか、否かの判断は、組織的に行うことが必要となる。教職員は些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、全て該当組織に報告、相談、及び調整、確認することの徹底が不可欠となる。管理職や主任を中心に、日常的な充実に努めることが求められる。

[例＝相互の円滑な、真のコミュニケーション（定期、随時・適宜な）の充実・P D C Aサイクルでの検証（基本方針の見直し・取組状況のチェック・事例ケースの検証）等]

### □自己肯定感・有用感を育む、学習活動や学級活動、学年・学校行事

- ・授業をはじめ学校生活のあらゆる場所において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、他者に、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が生徒たちを成功させる。また、教職員の子供たちへの温かい声掛けが、「認められた」と自己肯定感に繋がり、子供は大きく変化するものであり、この人的な環境では、いじめ問題は起きにくい。方向性として、リーダーを固定せず、多くの生徒に活躍の場を保障し、リーダー・フォローシップを育成する。

## ③研修の充実

本校において、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図ることが必要と捉える。また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど、教職員の指導法やいじめの認知能力を高めるための研修や、S C（スクールカウンセラー）やS S W（スクールソーシャルワーカー）などの専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施することも検討していこうと考える。さらに、初任者等の若い教職員に対しては、校内でのO J T研修が円滑に実施されるように配慮する必要がある。

### □カウンセリング・マインド研修

全ての教職員を対象としたカウンセラー等によるカウンセリング・マインドの向上を目的とした研修。カウンセリングの技法や、ストレス・マネジメント等研修内容は、多岐にわたる。

[例＝夏期研修：講師要請し、実施]



## □O J T (ON THE JOB TRAINING) 研修

先輩が後輩に対し具体的な仕事を通じて、必要な知識・技術・技能・態度等を意図的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって、全体的な力量を育成する活動である。

## □監督官庁・警察・地域などの関係機関との連携についての研修（全体会議等）

学校だけで解決等が困難な事案に関しては、監督官庁や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導担当の教員を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換などいわゆる「顔の見える連携」が大切であるという視点から、連携の在り方や具体的な方法等についての研修が求められる。

学校において重大ないじめを認知した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに監督官庁へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要がある。解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指すことが求められる。

また、地域の警察（生活安全課等）との連携を図るため、定期的、及び必要に応じて相互協力する体制を整えておくことが大切である。学校でのいじめが暴力行為や恐喝等、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や青少年センター等に相談し、連携して対応することが必要である。生徒の生命や身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する等の対処について、周知を図っておく必要がある。

さらに、いじめた生徒のおかれた背景に、保護者・家庭の要因（DV等）が考えられる場合には、子供相談センターや教育センター、民生児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要がある。

## (3) 学習指導全般について

### ①生徒指導の機能を生かした授業づくり

- ・体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視するとともに、生徒の興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるよう工夫し、自己肯定感を抱かせる教科指導が不可欠である。
- ・生徒が学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるようにするなど、生徒指導の機能を活かしたわかる授業づくりに努める。
- ・生徒がストレスを抱えない（不安・不満のない）授業づくりの一つとして、すべての生徒が参加できる、活躍できる授業づくりを創意・工夫する。

### ②人間関係づくりを重視した授業づくり

- ・学習内容を確実に身に付けることができるように、学校や生徒の実態に応じて、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習等の学習活動を取り入れた指導、教師間の協力的な指導など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実に努める。
- ・生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。

### ③いじめ未然防止のための相互参観

- ・授業の相互参観できる機会を位置づけ、教科指導の観点からだけでなく、生徒指導の観点（生徒指導の機能を重視したわかる授業の展開）から授業を参考にし合えるようにし、情報共有が円滑に行うもとの、積極的に『いじめ』の認知を行えるようにする。

## （４）『道徳の授業』を核とした道徳・人権教育について

### ①学級や生徒の実態に応じた道徳の授業づくり

- ・未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対して、『道徳の授業』が大きな力を発揮する。いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、「いじめをしない、させない、許さない」という人間性豊かな心を育てることが大切になる。生徒は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての心遣いや優しさ等に触れれば、自分自身の生活や言動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。『道徳の授業』では、学級の実態等に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要である。

### ②人権教育を踏まえた授業づくり

- ・生徒達が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

## （５）生徒会活動等について

- ・生徒の実態を踏まえ、学年ごとの発達段階や一年間の時期的なタイムリーさを考慮した生徒主体の生徒会活動（集会・行事等）を、年間を通じた教育活動に位置づけて企画・運営に努める。その際、すべての生徒がいじめの問題への取組についての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうか等を、管理職だけでなく、全職員でチェックする等、サポート体制を整える。

[例＝「生命の日」ガイダンスや全校集会＝４～６月等]

[例＝部長会・生徒会等がコラボした挨拶キャンペーン活動等]

- ・自主・自立の下、規則正しい学校生活の遵守する心を自主的に育む企画・運営を支援する。

- ・奉仕活動やボランティア活動を年間計画に位置づける。

[例＝ちょボラ活動・愛校作業等]

## （６）部活動、その他の活動について

### ①自主的、自発的な部活動の運営

- ・学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する有効な活動と捉え、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように、計画的、組織的な企画・運営に努める。

### ②子どもサミットとの融合

- ・「生徒主体」「地域の力」等をコンセプトとする、“子どもサミット”の活動とコラボレーションさせた視点で、『いじめゼロ（根絶）』に向けた生徒主体のキャンペーン活動等を企画・運営させていく。

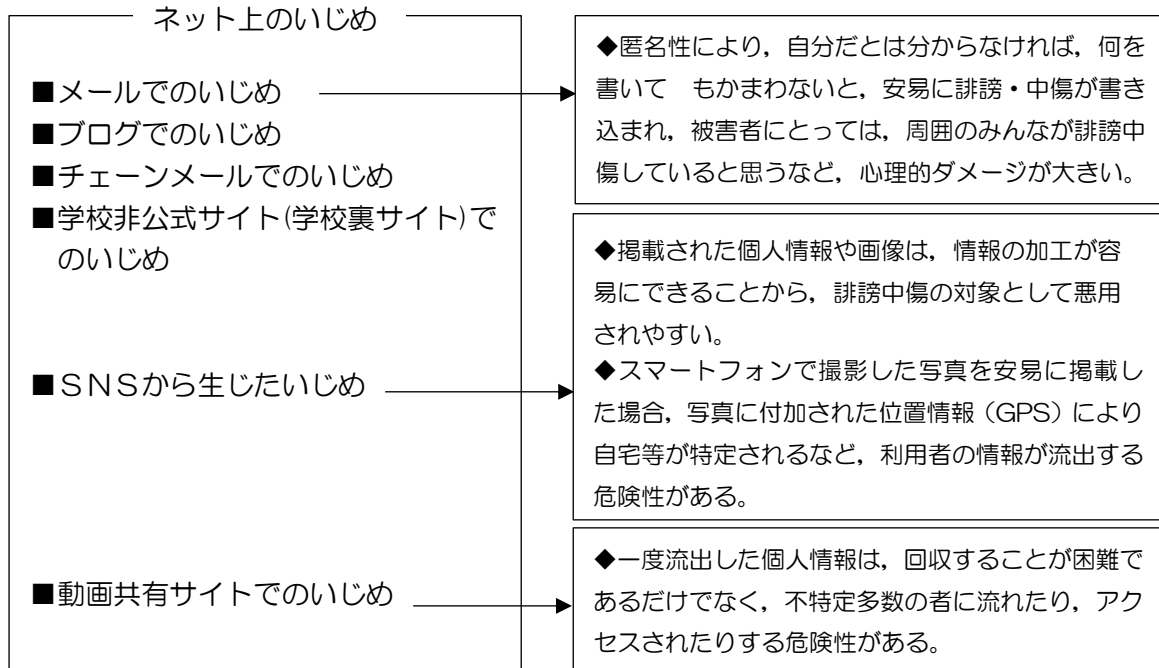
- \* 地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携など、運営上の創意・工夫を行うように努める。

### ③ ネット上のいじめの対応

□ インターネットの特殊性による危険や、生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

\* 情報モラル教育を強化し、ネット上での生徒指導対策の連携・推進

(長期休業に入る前の学期末の時期等に、情報担当教員の講話や関係機関講師の講演等により、正しい使い方等についての指導の場を適切に設ける。)



- ・ 学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う事が重要である。

### ④ 保護者会等で伝えたいこと

〈未然防止の観点から〉

- ・ 生徒のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒たちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に、携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- ・ インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- ・ 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること

### (7) 特に配慮が必要な児童等について

教職員が個々の児童等の特性を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切に支援を行うとともに、保護者との連携や周囲の児童等に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

- 発達障害を含む、障害のある児童等については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童等のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び支援を行う。
- 海外から帰国した児童等や外国人の児童等、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童等は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等については、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- 東日本大震災により被災した児童等又は東京電力福島第一原子力発電所事故により避難している児童等（以下「被災児童等」という。）については、被災児童等が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童等に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- 感染症に係るいじめについては、差別や偏見などに留意し、適切に対応する。本人または家族内で感染が確認された児童等については、教育委員会や関係機関と連携を取りつつ対応を行い、個人情報取り扱いを慎重に行う。また、感染児童等への心のケアを適切に行い、感染児童等へのいじめの未然防止に取り組むとともに、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行う。

#### (8) 配付端末（PC・タブレット等）について

一人一台配付されている端末は、正しい使い方をしないとトラブルの原因になったり、気づかないうちにいじめの加害者になったり、犯罪に巻き込まれたりする危険もあることから、適切な利用に向けてチェックリスト等を使い継続的な指導を行う。

#### 4 いじめの早期発見について

##### (1) 質問紙によるアンケート調査について

- ①国等による緊急調査等・・・未定(指示に従って実施)  
※例年「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」実施
- ②千葉県教育委員会による調査・・・未定(指示に従って実施)  
※緊急調査を実施する場合有り
- ③八千代市教育委員会主体の調査について
  - ア 目的 いじめの早期発見
  - イ 期日 6月中旬
  - ウ 方法 生徒対象 質問紙による  
質問紙作成：教育委員会 集計，分析：当該校教職員
  - エ 報告 集計後，教育委員会指導課へ提出 6月下旬  
重大事態と判断される場合は直ちに報告
  - オ 対応 項目6，7，8に則り，速やかに対応  
※緊急調査を実施する場合有り
- ④学校主体の調査について
  - ア 目的 いじめの早期発見
  - イ 期日 第1回 6月頃  
第2回 11月頃  
第3回 1月頃
  - ウ 方法 生徒対象 学校独自質問紙による
  - エ 報告 重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会指導課へ報告
  - オ 対応 項目6，7，8に則り速やかに対応

##### (2) 面談（教育相談）等による調査について

- ア 目的 いじめの早期発見
- イ 期日 第1回 6月頃  
第2回 11月頃  
第3回 1月頃
- ウ 方法 生徒対象
- エ 報告 重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会指導課へ報告
- オ 対応 項目6，7，8に則り，速やかに対応

##### (3) 日常の取組について

いじめは，早期に発見することが，早期の解決につながる。早期発見のために，日頃から教職員と生徒たちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。

いじめは，教職員や大人が気づきにくいところで行われ，潜在化しやすいことを認識し，教職員が生徒たちの小さな変化を敏感に察知し，いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また，生徒たちに関わるすべての教職員の間で情報等を共有し，保護者の方々とも連携して情報を収集することが大切と考える。

①いじめに気づく力を高める

生徒の立場にたつ

- ・一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、生徒達の言葉をきちんと受けとめ、生徒達の立場に立ち、生徒達を守るという姿勢が大切である。

共感的に理解する

- ・集団の中で配慮を要する生徒達に気づき、生徒達の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのためには、生徒達の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒たちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

②いじめ相談体制を整える

- ・生徒、保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、相談体制の整備を随時行う。

生徒指導部会の常設（週一回）

全体打合せ・運営委員会の開設（週一回の位置づけ）

スクールカウンセラーの活用

いじめ相談窓口の設置（学級－学年－生徒指導主任－教頭・養護教諭）

- ・いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び、資質の向上

スクールソーシャルワーカーの派遣要請

生徒指導専任指導主事の派遣要請

訪問相談員の派遣要請

特別支援教育アドバイザーの派遣要請

特別支援教育支援員の派遣要請

③早期発見のための手立て [アンテナを高くし、複数の目で対応]

日々の観察－生徒がいるところには、教職員がいる－

- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒達の様子に目を配る。「生徒たちがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒たちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。

- ・また、生徒（教師）に、いじめの相談の窓口があることの周知に努める。

観察の視点～集団を見る（診る）視点が必要～

- ・発達段階を踏まえ、集団の中でのグループの存在について、担任を中心に情報を収集し、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して迅速、適切な指導を行い、関係修復にあたる。

生活・学習ノート（担任と生徒との日記交換）の活用

－コメントのやりとりから生まれる信頼関係－

- ・全学級で、毎日の交換日記を実施し、信頼関係の構築を図る。（担任が、）気になる内容については、教育相談や家庭訪問を実施し、迅速に対応する。

教育相談（教育カウンセリング）－気軽に相談できる雰囲気づくり－

- ・日頃からの気軽に相談できる環境（チャンス相談等）とともに、年三回の定期での教育相談週間を設けて、相談体制を整備する。
- ・相談の事前に、実態調査（アンケート）を実施、実態把握（共有）を図る。

(4) 保護者への協力要請等について

以下のように、協力体制を円滑に整えておく。

- 問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそが、保護者との信頼関係を築くチャンスと捉え、日頃から、生徒の良い面や気になるところ等、学校の様子について連絡しておく。
- 生徒の苦手なところや、できていない点を一方的に指摘されると、保護者はしつけや子育てについて、否定されたと感じることもあるので、保護者の気持ちを十分に理解して接することに努める。共同して、改善に努めていくというスタンスで臨む。その際には、以下の7つを特に、依頼、啓発していく。

★ーネット上のいじめの早期発見・早期対応ー

〈早期発見の観点から〉

- ・家庭ではメールを見たときの表情等の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば、躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること

〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

- ・発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- ・匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- ・違法情報や有害情報が含まれていること。
- ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- ・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

〈関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応〉

- ・書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応など、具体的な対応などの方法を子供、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- ・学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

〈チェーンメールの対応〉ー指導のポイントー

- ・チェーンメールの内容は、架空のものであり、転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。
- ・受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容により、「ネット上のいじめ」の加害者となること。

【チェーンメール転送先】

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

(財)日本データ通信協会メール相談センターにおいて、チェーンメールの転送先のアドレスを紹介している。

## 5 いじめの相談・通報について

### (1) 日常の相談・通報について

#### ①学校（いじめ防止対策委員会を核とする）

年度当初，全家庭へ，学校だよりや学校ホームページ等で，些細なことでも随時，相談・通報できるように周知を図る。また，事案によっては，保護者および地域に対して周知を行い，関係機関等の協力を得る。

〔窓口としては学級担任とするが，どの学校職員でも可とする。〕

〔渉外の窓口は，教頭（生徒指導主事）・養護教諭とする。〕

#### ②学校以外

年度当初，全生徒へ，SOSカード(指導課発行電話相談窓口連絡先)を配布する。また，次項「相談・通報に関する指導」において必要と思われる窓口や連携機関を，生徒と保護者に紹介する。また，案件によっては，必要に応じて，保護者および地域に対して周知を行い，保護者・地域等の協力を得る。千葉県教育委員会による「そっと悩みを相談してね～SNS相談@ちば～」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/jisei/seitoshidou/sns/index.html>

#### ③指導の内容や方法

道徳の授業や学級活動，及び人権集会等を通し，『いじめゼロ宣言』の「やめる勇氣」「とめる勇氣」「話す勇氣」「みとめる勇氣」について，生徒達に考え，訴えかけながら，正しい判断や行動がとれるように十分に指導する。



「おもな相談窓口（緊急）」

機 関 名	TEL	相談方法・受付時間・その他
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	24時間電話受付
千葉いのちの電話	043-227-3900	24時間電話受付

「おもな相談窓口（一般）」

機 関 名	電話	(休業日等詳細はHPでご確認下さい) 相談方法・受付時間・その他
八千代市教育センター	047-486-8866	電話(月～金)9:00～16:00
八千代市教育委員会指導課	047-481-0301	(特別支援教育の指導、学習・生徒指導相談) 電話(月～金)9:00～17:00
八千代市青少年センター	047-483-2842	(青少年の非行に関する相談) 電話(月～金)9:00～16:00
八千代市適応支援センター	047-486-1019	(適応支援相談) 電話(月～金)9:00～17:00
八千代市子ども相談センター	047-484-2954	(子どもの総合相談) 電話(月～金)9:00～17:00
八千代警察署生活安全課	047-486-0110	
葛南教育相談室	047-433-6031	(教育上の様々な悩み等について) 電話(月～金)9:00～17:00
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	電話 24時間受付 面接(月～金)8:30～16:30 要予約
千葉中央児童相談所	043-252-1152	電話 8:30～20:00
千葉県警察少年センター	0120-783-497	電話(月～金)8:30～17:00
子ども人権110番 (法務省人権擁護局)	0120-007-110	電話(月～金)8:30～17:15 子ども専用SOS E-mail有り

※上記機関とも連携をしながら、いじめの早期発見や対応にあたる。

## (2) 相談・通報に関する指導について

### ①相談しやすい環境づくりを推進する

- ・生徒達が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった。」と言われて、いじめの対象になったり、さらに、いじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応、如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

#### □心身の安全を保証する

- ・日頃から「よく言ってくれたね。全力で守る。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には、全力で守る手立てを考えねばならない。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

#### □事実関係や気持ちを傾聴する

- ・「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。  
※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

### ②周りの生徒からの訴えに対して

- ・いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが、新たに発生することを防ぐため、他の生徒たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。
- ・「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

### ③保護者の訴えに対して

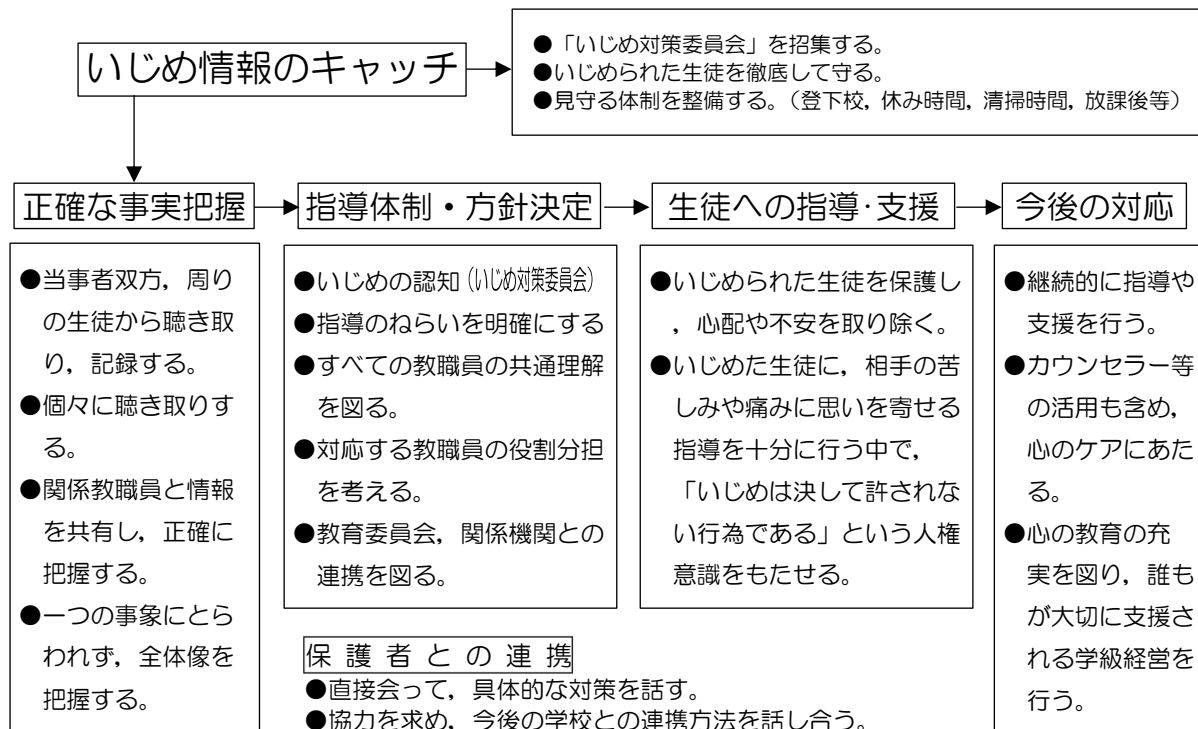
- ・保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるように、日頃から保護者との信頼関係を築くことに努める。
- ・保護者の立場に立って、親身に、真摯になって、適切に対応する。
- ・匿名の場合においても、「疑わしきは即対応」の下、学校全体で対応する。

[内容のメモ化(受けた教諭が担当)ー情報の把握ー事実の確認ー(途中)・事後報告]

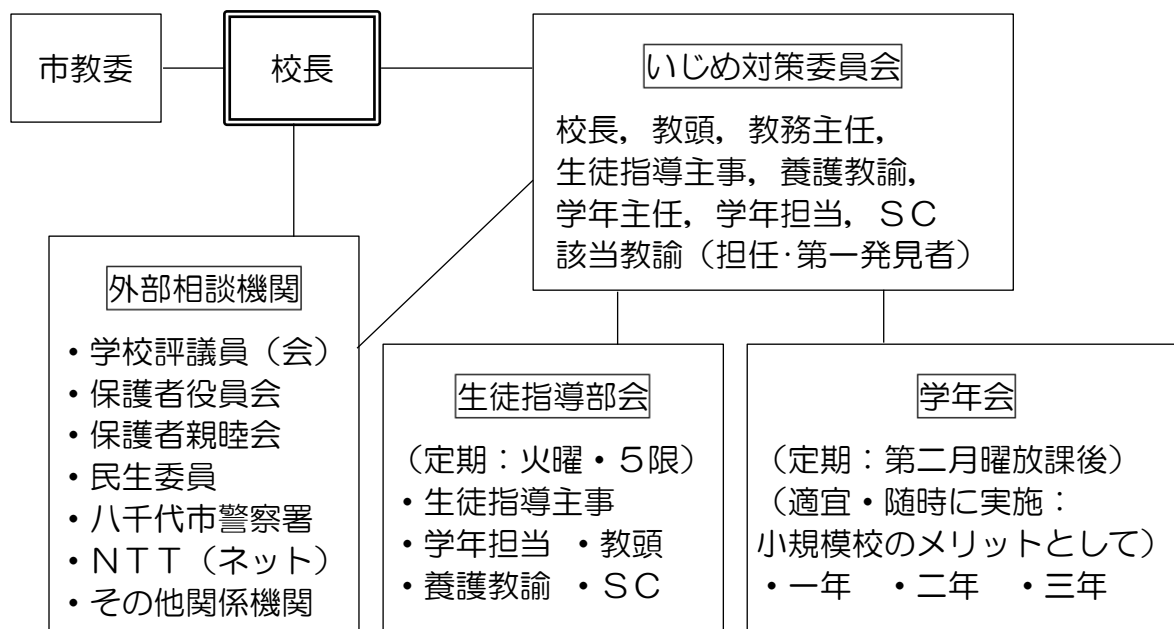
## 6 いじめを認知した場合の対応について

### (1) 発見後の報告・連絡体制について

#### □基本的な流れ



#### □報告・連絡体制



## (2) 対応について

いじめを発見した学校（職員）は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行うこととする。

併せて、ただちに、学級担任や学年主任、生徒指導担当（いじめ対策委員会）に連絡し、管理職に報告する。

対応については、迅速且つ、適切、円滑に、組織的に行うことを基本とする。

### ■いじめ発見時の緊急対応

#### ①いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

- いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒達の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- 事実確認は、いじめられている生徒と、いじている生徒を別の場所で行うことを原則とする。
- 状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後などにおいても職員の目の行き届く指導体制を整備する。

#### ②事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも、詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員（学年主任・担任・生指担当）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- 機能的に、円滑に、正確な事実関係を集約・把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、校長の指導の下、教頭（生徒指導主事）を長に据え、教職員（関係機関も含む）間の連携と情報共有を随時、行う。
- 職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法に違反し得ることを全教員が自覚し、真摯に対応する。

#### 把握すべき情報例

- ◆誰が誰をいじているのか？ ……………【加害者と被害者の確認】
- ◆いつ、どこで起こったのか？ ……………【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？ ……【内容】
- ◆いじめのきっかけは何か？ ……………【背景と要因】
- ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか？ ……………【期間】

#### —要注意—

生徒の個人情報  
は、その取  
扱いに十分注  
意すること。

## 7 指導について

### (1) いじめを受けた生徒へのケア・保護者への支援について

#### ①生徒に対して

- ・事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- ・学校として特に配慮が必要な生徒に対しては、教職員が個々の生徒の特性を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日朝的に適切な支援を行う。また、保護者との連携や、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行い、いじめ防止・早期発見に取り組む。

#### ②保護者に対して

- ・認知した場合、すみやかに家庭訪問等で保護者と相談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するように伝える。

### (2) いじめを行った生徒への指導・保護者への助言について

#### ①生徒に対して

- ・いじめた認識を自覚させ、いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向けながら人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ・心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもとで、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめられる側の気持ちを認識させる。

#### ②保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは、決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

### (3) 傍観者の指導及び学級・学年・学校全体への対応について

#### 周りの生徒たちについて

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び、学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは、決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。

- ・いじめを訴えることは、正義にもとづいた勇気ある行動であることを理解させるように指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

#### (4) 継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠ってはならない。
- ・教育相談、日記等で積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関等の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

#### (5) いじめの解消の定義について

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している状態」については国基本方針に定められている。ただし、これらの要件を満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

【いじめが解消している状態】（国基本方針）

##### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的、または、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）がやんでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者または、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為がやんでいない場いは、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する

##### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為がやんでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談などにより確認する。

## 8 重大事態への対処について

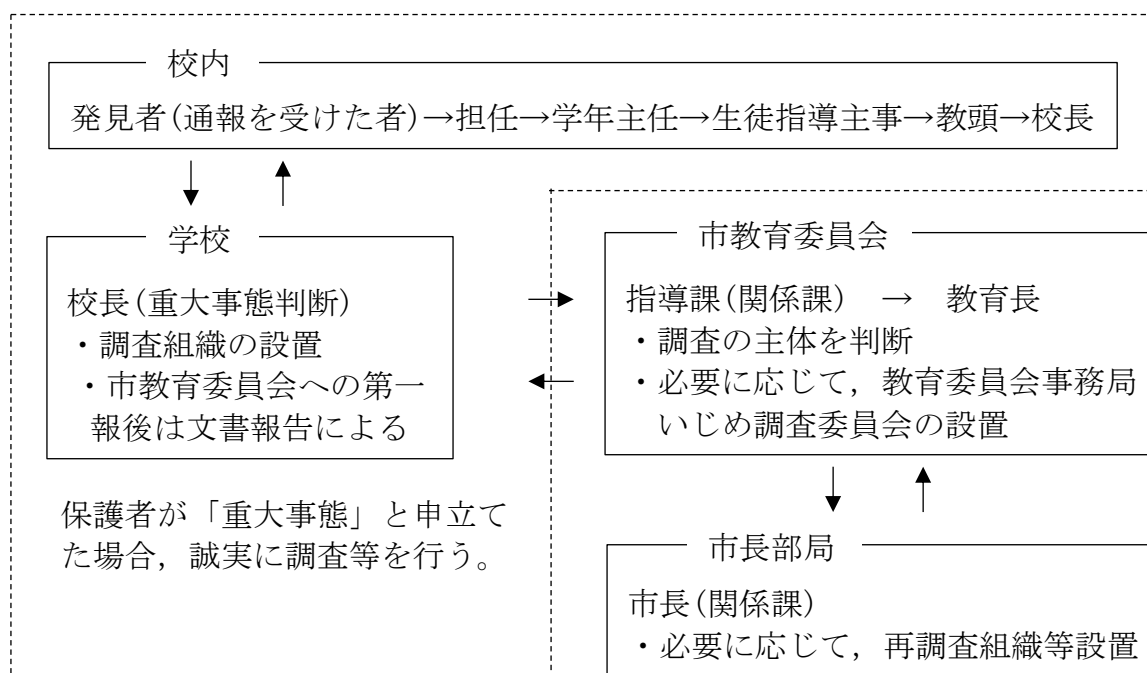
「八千代市いじめ防止基本方針」を参考に、対処に当たるものとする。

### (1) 重大事態の基準

「いじめ防止対策推進法」第二十八条による。

なお、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは、「生徒が自殺を企図した場合」「身体に重大な障害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」などの想定がある。また、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは、不登校の定義に則り、年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合は迅速に調査に着手する。

### (2) 校内、及び判断後の報告・連絡体制について



\*校内報告・連絡体制は状況に応じて変更あり

### (3) 対処について

#### ① 学校が調査の主体の場合

- ・学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。
- ・記録(事実, 調査結果, 組織での協議や保護者への情報提供, 生徒への指導等対応事項)を確実に残す。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・調査主体に不都合なことがあったとしても事実と向き合う。
- ・いじめを受けた生徒、及びその保護者に対して適切に情報提供する。
- ・調査結果を市教育委員会に報告する。

#### ② 市教育委員会が調査の主体の場合

- ・教育委員会事務局いじめ調査委員会が直接調査する。
- ・学校は情報提供等に協力する。

## 9 点検, 評価等について

### (1) 公表について

年度当初ホームページにより紹介

4月頃

### (2) 点検について

設置した組織において, いじめに関する調査・分析を行い, 本基本方針に基づいて対応しているか点検する。

「学校いじめ防止基本方針」運用状況調査(確認・見直し)

・運用状況について

3月

### (3) 評価について

#### ①学校評価

・いじめの防止等に関する質問を加えて実施する。

1月頃

#### ②学校評議員

・本基本方針運用状況について意見聴取する。

随時

#### ③教育委員会報告

・評価内容を市教委へ報告する。

3月頃

### (4) 改訂について

本基本方針は, 国や県, 市の基本方針との整合性を図り, いじめ防止などのために, より体系的, 実効的に取り組めるように, 年度ごとに見直しを行い, 必要に応じて改訂する。